

北海道告示第10802号

災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第4号の規定により、平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に係る災害に関し、平成30年9月6日、北海道内179市町村（35市129町15村）の区域を災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する区域として指定した。

平成30年9月6日

北海道知事 高橋 はるみ